

◆「退職に伴う手続き等」カレンダー

| | 在 職 中 | | | 退 職 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|----|----|--|----|----|--|----|----|--|-----|-----|--|----|----|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 令和4年 | | | | | | | | | 令和5年 | | | | | | | | |
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | |
| 児童手当 | <p>該当者（4月15日まで） ・居住地の市区町村または配偶者（公務員の場合）の所属へ申請。 ※ 再任用（常勤のみ）の場合は継続されるため、手続き不要です。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財形貯蓄 | <p>該当者（3月末まで） ・契約金融機関へ、退職すること（解約等）を連絡。 ※ 再任用の場合でも財形貯蓄は積み立て終了となります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| iDeCo （個人型確定拠出年金） | <p>該当者（3月末まで） ・退職後の状況により、必要な手続きが異なります。退職者本人が 運営管理機関等へ確認後、場合に応じて必要な届書等を提出ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当 | <p>全員（1月中旬～1月下旬） 退職手当申出書等の提出（所属長へ） ・退職手当に関する申出書 ・退職所得の受給に関する申告書 ・最新の給与個人票の写し ・育児休業期間に係る確認調書（該当者のみ） （詳細はホームページ。様式ダウンロード可）</p> | | | <p>全員（4月下旬） (P.28) 退職手当の決定（福利課より自宅へ送付） ・退職手当決定通知書、退職手当の源泉徴収票等の送付 退職手当の支払い ・指定口座へ入金</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 老齢厚生年金 | <p>全員（3月末まで） ・退職届書の提出 ※ 再任用（常勤のみ）または、臨時的任用職員の場合は、共済組合の資格が継続されるため、提出は不要です。 なお、退職後に数日おいて再就職される方は、資格継続の有無を任命権者へ確認願います。</p> | | | <p>全員 ・年金待機者登録通知書の送付 手続きの完了時期は、退職後おおむね3か月から6か月後となります。</p> | | | <p>60歳未満の方 次の方は、居住地の市区町村で国民年金の加入手続きが必要です。 ・任意継続組合員に加入する方 ・国民健康保険に加入する方 ・配偶者以外の被扶養者になる方</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 任意継続組合員 | <p>任意継続組合員申出書の提出 ※任意継続組合員証4月1日発送希望の方 ・掛金前納（12か月または6か月）を希望する方（3月4日まで） ・初回4月分の掛金払込みを希望する方（3月18日まで） <以下の方は提出不要> ・再就職先の健康保険に加入する方 ・家族の被扶養者になる方 ・国民健康保険に加入する方 ・再任用（常勤のみ）になる方 ・臨時的任用職員になる方</p> | | | <p>任意継続組合員の申込者 ・任意継続組合員証の送付（4月上旬） ・初回4月分の掛金の払込（4月19日まで） ※掛金前納の方の掛金払込期限は3月29日までです。</p> | | | <p>任意継続組合員の資格を喪失したとき ・国民健康保険に加入する方は、資格喪失後14日以内に居住地の市区町村で手続きが必要です。 手続きには共済組合で発行する「資格喪失証明書」が必要です。 ※ 詳細については、各市区町村にご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 税金関係 | | | | <p>令和3年度（1月～3月）の給与所得がある方（4月～5月ごろ） ・給与の源泉徴収票の送付（出納局会計課より退職時所属経由）</p> | | | <p>再就職されなかった方（6月下旬） (P.28) ・住民税の納付開始 市町村より送付された住民税納税通知書により納付（普通徴収）</p> | | | <p>再就職された方（12月） ・年末調整（各所属）</p> | | | <p>再就職されなかった方（毎年2月中旬～3月中旬） ※ 年度によって申告時期が変わるので確認が必要です。 ・確定申告（税務署等）</p> | | | | | | | | |

※ ページ数については、「みやぎ 福利厚生だより 福利厚生ハンドブック(2021 保存版)No. 188」のページとなっていますので、ご確認ください。